

第7章 平和首長会議と平和文化（講演録）

小泉 崇

皆さん、こんにちは。私は広島平和文化センター理事長兼平和首長会議事務総長をして
おります、小泉崇と申します。よろしくお願いいたします。二〇二二年度連続市民講座第
五回の本日は、「平和首長会議と平和文化」というテーマでお話をさせていただきたいと思
います。

まず、今日お話しする内容をご紹介しますと、平和首長会議の概要、それから平
和首長会議のビジョン、平和首長会議の具体的取組、「平和文化の振興」と「平和文化月
間」の推進、核兵器廃絶と「平和文化の振興」、国連の「平和文化」の振興（アンワルル・
チヨウドリー博士の取組）、国連と平和首長会議の共鳴と今後の課題、以上です。

1 平和首長会議の概要

平和首長会議の歩み

それでは、まず平和首長会議の成り立ちというところからお話をさせていただきます。第二回国連軍縮特別総会、一九八二年に行われたものですが、そこで荒木広島市長が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと世界の都市に呼びかけ、世界平和連帯都市市長会議を設立いたしました。これが現在の平和首長会議になります。

平和首長会議の歩みの概略を説明しますと、一九八五年に第一回世界平和連帯都市市長会議、現平和首長会議の総会を開催いたしました。一九九一年には国連の経済社会理事会（ECOSOC）の国際NGOに登録されました。二〇〇三年に「2020（ニイマルニイマル）ビジョン」、二〇二〇年までの核兵器禁止条約の締結と核兵器廃絶を目標としたビジョンですが、これが発表されました。これは後ほど、また詳しく説明させていただきます。そして、二〇一七年に核兵器禁止条約交渉会議へ参加をいたしました。ここで実際に核兵器禁止条約の条文の策定に具体的に貢献しております。二〇二一年七月に理事会を開催いたしました。持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン、略して「PXビジョン」

を策定いたしました。今年二〇二二年一〇月一九日、二〇日の両日に第一〇回平和首長会議の総会を広島で開催いたしました。

以上、粗々ですが、平和首長会議の歩みということでご紹介いたしました。

平和首長会議の現状

（ア） 地域的分布

次に、平和首長会議が現在どのようなになっているのかということですが、加盟都市は一六六カ国・地域に広がっています。二〇二二年一月一日現在で八二二二都市が加盟しております。国内では一七三七都市、これは基礎自治体全体の九九・八％、従って、ほぼ全ての自治体が加盟してくださっています。今、私どもは一万都市の加盟を目指して、これからも活動を続けていくことを目標にしております。

そこで世界のどこいうところで広がっているのかという、主だったところを紹介してきます。日本がやはり何といっても一番多い。そして、意外にもと言ったら失礼ですが、イランが次に一〇一六都市、ドイツが八三七都市、イタリア五二〇都市と続いております。どちらかと言えばヨーロッパが多いですが、世界各地に広がっています。その構成が

どうなっているかと言いますと、エリア別に見ますと、アジアが三九カ国三二九二都市、オセアニアが九カ国一三五都市、アフリカが四九カ国四三七都市、ヨーロッパが四一カ国三二八二都市、北アメリカが三カ国三三五都市、ラテンアメリカ・カリブ海地域が二五カ国で七四一都市となっています。

その中で運営等において中心的役割を果たしている役員都市がごいますが、これは広島市が会長都市として、副会長都市として長崎市・ハノーバー市・マラコフ市・モンテネルパ市・マンチエスター市・イーペル市・グラノラーズ市・ハラブジャ市・ビオグラード・ナ・モル市・デモイン市・モントリオール市がごいます。さらに理事都市として、一二都市、サントス市・ウエリントン市・セメイ市・フリマントル市・サラエボ市・コーチ市・バンコク都・カルタゴ市・テヘラン市・グリニー市・チエルヴィア市・エヴォラ市が名を連ねております。この構成は、やはりいろいろな事情によって動きますが、この時点では以上の会長都市および二三都市が役員都市となっております。

(イ) 組織・活動面での構成

続いて平和首長会議の組織・活動面での構成をお話ししたいと思います。まず、会議に

は総会というものがありません。加盟都市が集う総会を原則として四年に一回、広島・長崎両市で交互に開催し、重要な事項を議決・承認することとしております。前回は二〇二二年一〇月に行ったわけですが、今回は長崎市で二〇二五年に行う予定にしております。これは、コロナの影響等により、四年に一度というところが若干変則的になって、三年後ということになります。

次に理事会ですが、役員都市が集う理事会をおおむね二年に一回役員都市で開催し、今後の取組や次回総会の運営方針などについて審議することとしております。前回は二〇二一年にオンラインで行いまして、今回は未定です。

三つ目が国内加盟都市会議総会で、毎年一回を原則として、いずれかの国内加盟都市で開催し、国内加盟都市が集いそれぞれの取組についての情報交換等を行うこととしております。次回二〇二三年は姫路市で予定しております。これ以外に二〇二一年一月にスペインのグラナダ市を中心にヨーロッパ支部を結成いたしました。

平和首長会議のビジョン

次に先ほど歩みの中でご紹介した「2020ビジョン」がどういうものであったのかを

ご紹介します。これは核兵器廃絶のための緊急行動ということで、目標の一点目として、全ての核兵器の実戦配備の即時解除、二点目として核兵器禁止条約締結に向けた具体的交渉の開始、三点目として核兵器禁止条約の締結、四点目として二〇二〇年を目標とする全ての核兵器の解体を挙げています。これが二〇〇三年に英国のマンチェスター市で行われた第六回理事会で、当時の秋葉市長のイニシアチブにより成り立ちました。

この「2020ビジョン」は非常に意欲的なビジョンで、被爆者の方々が存命のうちに核兵器を廃絶することを悲願として立てたビジョンであると聞いております。このうち一点目の全ての核兵器の実戦配備の即時解除、それから四点目の二〇二〇年を目標とする全ての核兵器の解体、これは残念ながら実現しなかったと言わざるを得ません。二点目の核兵器禁止条約締結に向けての具体的交渉の開始、これは二〇一七年に交渉会議が実際に始まりまして、三点目の核兵器禁止条約の締結も、条約が二〇一七年に採択され、批准国が五〇を超え、二〇二一年一月には発効しているということですので、二点は成立して、二点は残念ながら実現しなかったということです。

この「2020ビジョン」を終えて、二〇二一年以降どうするのかということ、二〇二一年七月に理事会で新たなビジョンを策定いたしました。これは「持続可能な世界に向

けた平和的な変革のためのビジョン」、略して「PXビジョン」と名付けられました。そこでは核兵器のない世界を目指すことをその中心に据えているわけですが、現実を直視して実際に廃絶をすべき具体的な年限というのは特に設けないで、あくまでも都市レベル、個人レベルでの取組に重点を置くというものにしております。

「PXビジョン」の内容ですが、項目Aとして「核兵器のない世界の実現」が挙げられています。これは都市とその市民が標的となり、使用の影響が地球規模となる核兵器は、市民の安心・安全な生活を脅かす最大の障害であるため、国連・各国政府とりわけ核保有国およびその同盟国に核兵器廃絶に向けた行動を要請することにより、為政者の政策転換を促すということを目的としております。

二点目の項目Bは、「安全で活力のある都市の実現」です。市民の安心・安全な生活をより確かなものとするため、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題、人権問題の解決および環境保護といった、地域ごとに異なる多様な課題に取り組むということが二点目として挙げられました。

そして三点目の項目Cに、これはまったく新たな視点ですが、「平和文化の振興」が挙げられています。核兵器廃絶に向けた為政者の政策転換を促す環境や人類の共存に向けて連

帯する市民社会をつくるため、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え、行動するとう、より根源的に重要な「平和文化」を市民社会に根付かせ、平和意識を醸成する。これを目的としたものが第三点目の「平和文化の振興」ということです。この一点目は、国家レベルで取り組むべきもので、二点目は都市レベル、三点目は市民レベルという重層的な構成になっているということも言えるかと思えます。

平和首長会議の具体的取組

「PXビジョン」には併せて採択された行動計画というのがございまして、この骨格の部分を少しご紹介します。主だった項目としては、Aの「核兵器のない世界の実現」では、被爆者の思いの共有を中心に据えて、一、核保有国およびその同盟国を巻き込んだ核兵器禁止条約の批准国拡大の促進、二、国連・各国政府への核兵器廃絶に向けた要請・働き掛け、三、幅広い層の市民による為政者の政策転換に向けた働き掛け、これらを具体的な行動として起こしていこうということがあります。

Bの項目の「安全で活力のある都市の実現」という部分は、持続可能な地域・社会への貢献、SDGsの遂行ということで、具体的には、テロ、難民、環境破壊、多様性と包摂

性の軽視等の諸問題への地域ごとの取組の推進であり、これはほぼSDGsを実施していく、実現していくということと内容的にはかなり近いものがあると言えます。

Cの項目の「平和文化の振興」については、国際世論の醸成・拡大を主眼に置いて市民社会における平和意識の醸成、被爆や戦禍の実相の発信・共有、次代の平和活動を担う青少年の育成を柱として具体的な活動を行っていくということです。

具体的な活動について、以下若干ご紹介しますと、一つは、国連・各国政府に対する要請で、主に松井会長（広島市長）と田上副会長（長崎市長）が、累次の機会に国連等の国際会議、あるいは、政府の要人等との面会を通して、さまざまな要請を行ってまいりました。

さらに次代の平和活動を担う青少年の育成ということで、「HIROSHIMA & PEACE」それから、「青少年国際平和未来会議」という活動、さらに平和を希求する心を育てる取組などの好事例を収集し、紹介しています。加えて「子どもたちによる『平和なまち』絵画コンテスト」、これは毎年やっております、今年もかなり多くの応募がありました。

次に、インターンシップによる加盟都市との連携強化ということで、米国デモイン市からやブラジルのサントス市からのインターンを受入れています。

さらに、被爆樹木の種・苗木の配布ということで、国内ではアオギリ・クスノキ、海外

ではイチヨウ・エノキなど、今までずいぶんの種・苗木を配布してまいりました。

「平和文化の振興」と「平和文化月間」

平和首長会議行動計画の中で、特に「平和文化の振興」に該当する部分をもう少し詳しく説明したいと思います。一番目は市民社会における平和意識の醸成を目的とするもので、芸術やスポーツ等を通じた啓発イベントの開催などがこれに当たります。加盟都市がより多くの市民に平和への願いを込めて表現される音楽や美術などの芸術、言葉の違いを越えて感動を分かち合えるスポーツなどを通じて平和の尊さについて考えてもらうために、例えば「平和文化月間」を定めるなどとして、多様な啓発イベントを開催することが期待されます。

二番目として、平和文化を振興する活動を行っている市民との連携が挙げられます。「加盟都市は平和の尊さについて考えることを推奨するため、平和文化を振興する活動を行っている市民と協力して、平和文化を市民社会に根付かせる取組を推進する」となっておりまして、特に「平和文化月間」については、広島市では昨年二〇二一年から一二月を「平和文化月間」と定めて、さまざまなイベントを始めました。今年が二年目で、「平和文化月

間2022」と銘打ち、具体的には展示発表であったりとか、ステージ発表であったりとか、さまざまな活動を紹介するということをやりました。これは、大規模なイベントというよりは、むしろ市民の手づくり感のある市民参加型のイベントを中心に据えて、市民の間で「平和文化」というものを、その思いを共有できるようなものを中心に実施いたしました。

一月三日には特に「市民平和文化イベント」をしておりますが、ほかにも一月中旬に全部で五〇以上のさまざまな平和文化関連イベントを広島広域都市圏も含めて実施してまいりました。そして、「平和文化月間」の意義というものを一番端的に示しているところをご紹介したいと思います。一〇月二九日に「平和文化月間」オープニングイベントとして講演会を開催し、そこで松井市長が挨拶をされましたが、その一部分です。

「平和文化」を根付かせる活動は特別なものではありません。例えば、言葉や文化の違いを超えて感動を分かち合える音楽や美術などの芸術文化活動や、相手を尊重し、相手と共感できるスポーツ活動など、参加することにより穏やかにくつろいだり、心が晴れやかになったりと、明るく前向きな感情を抱き、そこから平和を感じ、平和が長

く続いてほしいと願う思いにつながる活動です。本市では昨年から一月を「平和文化月間」と位置付け、さまざまな取組を集行的に行い、市民の皆さまの日常生活の中に「平和文化」を根付かせることに取り組んでいます。また、今年は広島広域都市圏の各市町に取組の輪を広げており、さらに国内外の都市へ広げていきたいと考えています。こうした「平和文化」の振興により、市民の平和への思いが地域や国の垣根を越えて世界中に広がり、ひいては「核兵器のない世界」の実現に繋がっていくものと信じます。

ここに、「平和文化月間」の意義というものが端的に述べられていると思います。次に、二番目に紹介した市民との連帯の部分です。これは、加盟都市が行っている取組の事例を紹介したいと思います。

一つ目は、東京の国立市・日野市・多摩市による「戦争体験アーカイブ事業」で、三市で連携して、戦争体験者の体験を小冊子と朗読の音声パネルで紹介し、戦後世代の平和意識の醸成を図る事業をしておられます。この地域は、さらに東京の西にある各都市と相互に連携して、このような取組をさらに広げていくとされております。

二つ目は、ドイツのハノーバー市による「フラッグデー」です。ハノーバー市の呼びかけによりドイツの加盟都市が、核兵器廃絶の願いを込めて毎年七月八日に一斉に平和首長会議の旗を掲げる取組です。この取組は今年も行われ、特にウクライナに対する連帯を意思表示をする機会になりました。ドイツにおいてかなり、ドイツのみではないですが、加盟都市の実際の広がりがあります。

それから三つ目は、ポルトガルのエヴォラ市による「陶芸ワークショップ」です。これは、芸術を通じて世界平和の重要性に関する認識を高めるため、地域の伝統工芸を活用し、市内の学校で平和のハトをテーマに陶芸制作を行うワークショップをやっておられて、これも、こういう活動を通して平和というものをそれぞれが認識していこうというものです。

2 核兵器廃絶と「平和文化の振興」

ここでちょっと視点を変えまして、実際に今、核兵器についてはどのような状況になっているのかということを概観してみたいと思います。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）というスウェーデンのシンクタンクが、実際の核保有国の核弾頭保有数の推計値を集計しております。詳しいことは省きますが、やはりアメリカ、ロシアを中心に全部

で一万二〇〇〇を超える核弾頭が世界に広がっていると。さらに、国としても北朝鮮を含めて九カ国、それだけの国が実際に核を保有しているということなのです。国連の中でNPTという核不拡散条約で認められているのは、いわゆるP5と言われる、アメリカ・ロシア・英国・フランス・中国、この五カ国が基本的には核を保有できるということです。そこから、さらにほかの国には拡散させないようにするというのがNPTで定められているわけですが、現実にはインド、パキスタン等さらに広がりを持って一万二〇〇〇以上の核弾頭が世界に存在するという状況です。

ただ、一九四五年から二〇二〇年までの推移を見ますと、減ってはいるということなんです。一九八六年から一九八七年がピークになっていまして、主にアメリカとソ連が保有する七万を超える核弾頭が世界にあった。それが曲がりなりにも減ってきたということは確かなんです。一九八五年、一九八六年に、当時のレーガン米大統領とゴルバチョフ・ソ連共産党書記長が語り合った結果として、「核戦争に勝者はないのだ。絶対戦われないのだ」ということを確認し合って、そこから核軍縮の流れができてきたことは間違いないのです。ただ依然として、今回のウクライナで見られるように、保有国は核を持って、それを強みとしていろいろな戦略を考えているという現実は変わりありません。

そこで、核兵器廃絶と「平和文化の振興」ということで考えてみたいと思うのですが、何が核廃絶を阻んでいるのかということなんです。これは、先ほど申し上げたNPTにせよ、それから核兵器禁止条約にせよ、共通した認識としては、やはり核兵器は将来的には廃絶されるべきものになっているのですが、ただ実際にはそうなっていないということです。

この中心にある考え方には、皆さんご存じの通り、「核抑止論」というものがあるわけですね。これは、核保有国の安全保障政策の根幹をなすものと言えらると思います。要するに、「自分たちはこれだけ破壊力のある兵器を持っているぞ。何かしてきたら、これを使ってあなたたちにお返ししますよ」ということで、本質的に相手を脅す論理が「核抑止論」の中心になっているわけです。

一方で、これは、やはり核兵器を保有することを正当化する論理でもあるのではないかと思います。なぜ、そうなっているのかと言えば、その背景に国際社会における相互不信というものが存在しているということかと思えます。要するに、相手の国に対して信用できない、いつ攻めてくるか分からないというような不信感が相互に存在する。それが故に自分たちは核を持つのだということなんです。

さらに、絶対的権力誇示の手段ということも言えるかと思えます。例えば北朝鮮など一部の権威主義的な国の指導者というのは、そうやって権力を誇示することで自分の権力を保とうとする。このような状況下では、為政者が核廃絶を行うという政治的意思が欠如していると言わざるを得ません。「核抑止論」を超克しなければ核廃絶には向かえないということ。国家間の「力の論理」というものが支配している世界では、なかなかその超克は困難ではないかということが疑問として挙げられます。

それでは、核廃絶というのは無理なのか、実現できないのかということなのですが、これは実現はできるし、しなければならぬということかと思えます。核兵器というのは人間がつくり出したものですから、人間が廃棄できないわけではないと私自身は思います。そのためには核兵器は「絶対悪」との認識を市民社会の総意にしていくことが必要です。さらに国際社会が核兵器禁止条約を実効性のあるものとする努力がこれに伴っていかなければいけないと思いますが、為政者を「核抑止論」から解放して政策転換を図ることで、核のない世界を実現する方向に向けていくということかと思えます。

市民社会に市民一人一人が日常生活の中で平和について考え、行動する「平和文化」を醸成することが大切であると思いますが、いきなり「平和文化」を持ち出して核廃絶がで

きるかという点、それはなかなか難しいですよね。しかし、非常に遠い道にはなるのですが、市民社会の中に「平和文化」というものが根付いていなければ、いくら核廃絶を唱えても、それが確かなものにはなっていないかということかと思えます。従って、平和首長会議だけではないですが、そういう市民社会によるイニシアチブへの期待が持たれるという点になります。

今は核保有国の核兵器廃絶へ向けた取組が停滞していることは間違いありません。これを動かしていくためには、核兵器廃絶に向けた市民社会の取組、まさにそこに強く働き掛けていくことが大事です。それは市民社会の連帯であり、為政者の政策転換を促す取組であり、国際世論の喚起であり、核兵器禁止条約への支持拡大であります。そうした国際社会の停滞に対して強く働き掛けていって、事態を動かしていくことが大事で、平和首長会議の取組もこれまで以上に重要になってくると思います。

3 国連の「平和の文化」の振興（チョウドリー博士の取組）

次に、先ほどから申し上げてきた「平和文化」もしくは「平和の文化」とはということ、その内容について吟味していきたいと思えます。「平和文化」もしくは「平和の文化」

は、累次の機会に取り上げられているテーマで、一九九九年の国連総会で採択された「平和の文化に関する宣言」によって、「国際社会において「平和文化」が広く認識されました。これは、やはり冷戦終了後、平和に対する思いが強くなっていったときですから、そういう流れの中で生まれてきたと言えると思います。この場合の「平和の文化」とは、戦争と暴力の文化から平和と非暴力の文化へ変革するための価値観や行動、生き方を指すと言われます。

その淵源は、有名なユネスコ憲章の前文にある「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」、この精神にあると言えると思います。累次の平和活動も、やはりユネスコ憲章の前文にある精神から生まれているのではないかと思います。平和首長会議の「平和文化」の重要性を訴える主張というのも、この流れをくむものと位置付けることができるかと思えます。

次に、「平和の文化」ということですが、アンワルル・チョウドリー博士という方がおられて、この方は前の国連事務次長ですが、一九九七年七月にバン格拉デシユの国連大使として赴任したときにコフィ・アナン国連事務総長にアプローチして、国連総会の議題に「平和の文化」の概念を含めるよう要請したということなんです。チョウドリーさんのパッ

クグラウンドをお話すると、やはりバンングラデシユの独立に関わるさまざまな困難を乗り越えてこられた方ですから、とりわけ平和というものに対する意識が強い方だったと思います。一九九八年第五三期国連総会の議長に任命されて、「平和の文化」に関する委員会を立ち上げます。九カ月間の議論を経て、一九九九年九月に委員会の成果は総会に提出されて、「平和の文化の宣言と行動計画」として採択されました。現在においても、「平和の文化のためのグローバルムーブメント」を創設されて、もう八〇歳近い年齢の方ですが、依然として元気に活動しておられます。国連総会の際に、平和の文化に関わるハイレベル会合を毎年主催しておられて、二〇二一年には松井広島市長が平和首長会議会長として招待され、ビデオでスピーチを行いました。

ここで、国連決議の中身を若干紹介したいと思います。これは一九九九年九月一三日に採択されたものです。

——「平和」は単に紛争がない状態ではないと留意することが重要である。それは、全ての人々が彼・彼女の能力を発展させるためにエンパワーされた条件もしくは状態をいう。それは、対話が奨励され、紛争が相互理解と協力の精神の下で解決される肯定的で、ダイナミックな参加型プロセスである。

——「平和の文化」は、以下の諸点に基づき、一連の価値・態度・伝統、そして行為の態様と生活法として定義される、ということです。

その中身として、例示的に挙げるとすれば——生命の尊重、暴力の終焉と教育、対話そして協力を通じた非暴力の奨励と励行。主権、領土的一体性、諸国の政治的独立、国連憲章と国際法にのっとった各国の国内法内での本質的な諸問題への不干渉。人権および基本的自由の奨励の全面的な尊重。紛争の平和的解決へのコミットメント。現世代および将来世代の発展および環境のニーズに合うための努力。発展する権利の奨励の尊重。男女の権利の平等と機会均等の奨励の尊重。表現、意見および情報の自由への万人の権利の尊重。自由、正義、民主主義、寛容、団結、協力、複数主義、文化的多様性、対話、社会および諸民族間のあらゆるレベルでの理解、平和に導くことを可能にする国家的および国際的環境の整備——ということになります。これは網羅的に挙げられていて、どれが重要、どれがそうではないということが言えないような、ある意味、この時点での人類全体の叡智を結集したかたちでの「平和の文化」の内容ということが言えるかと思えます。

この決議の中には行動計画がありまして、これも非常にさまざまな面を含んでいて詳しいものでありますが、概略を紹介しておきたいと思えます。全ての関係者による国内的、

地域的そして国際的なレベルでの行動を強化することが眼目なのですが、——教育を通じての平和の文化を育てる行動、持続可能な経済的および社会的発展を促進する行動、あらゆる人権の尊重を促進する行動、女性と男性の間の平等を保障する行動、民主主義的な参加を促進する行動、相互理解・寛容・連帯を促進する行動、国際的な平和と安全を促進する行動——ということになります。これも具体的な行動として、こういう行動を起こしていいのではないかということ国連決議で述べられています。

そして、二〇二二年一月二〇日に第一〇回平和首長会議総会でチョウドリー博士に基調講演をしていただいたのですが、そのときにチョウドリーさんが述べられていたことの抜粋を少々紹介させていただきます。

——概念としての平和の文化、動機としての平和の文化は、私たち一人一人が意識的に平和と非暴力を私たちの日常生活の一部にする必要があることを意味します。

ここでちょっと注目していただきたいのは、日常生活の中で平和の文化というものを我々が意識していく必要があるという、先ほどからご紹介している平和首長会議の主張と一致する部分です。

——平和の文化の目的は人々のエンパワーメントです。

要するに、人間としての全人的な能力の開発ということです。

——人生のあらゆる面における女性の創造的な可能性の解放、意思決定への女性の平等な参加は全て平和の文化を達成するための前提条件です。平和がなければ開発は不可能であり、開発がなければ平和は達成できませんが、女性がいなければ平和も開発も考えられません。

特に、今回の講演の中でチョウドリーさんが強調されていたのは女性の役割ということです。これは、例えば今まで国連の事務総長はみんな男性であったと。前回の選挙のときは、実は非常に有能な女性の有力候補がいたのだけれども、残念ながら選ばれなかったというところで、非常に残念な思いをされました。女性がそういうイニシアチブを取っていくことが、平和な世界に向けての大きな力になることは間違いないということなのだと思えます。

——重要なのは、個人・コミュニティー・市民社会組織・民間部門が全て平和の構築に役割を果たすことです。

要するに、個人を含めてあらゆるレベルでの、あらゆる単位での、平和へ向けての役割というのがそれぞれあるのだということですよ。

——一つの声が波紋を生む。多くの波紋が波を起こす。平和の文化を求める私たちの声は世界を変えることができる。

やはり一人が大事だと。一人から運動が起きていく、そういう波紋が広がっていくことが大事だということです。

——人類の利益のために、地球の持続可能性のために、そして私たちの世界を住みやすい場所にするために平和の文化を受け入れましょう。

このように呼びかけられました。非常に印象的なスピーチでしたが、ここでなぜチョウドリーさんの発言を紹介したかと言いますと、いわゆる平和首長会議が訴えていることと、内容的な意味でかなり近似していると言いますか、平和首長会議の主張に共鳴しているということを紹介したかったわけです。

4 国連と平和首長会議の共鳴と今後の課題

先ほどご紹介した、昨年（二〇二一年）の国連総会「平和の文化に関するハイレベル会合」での松井市長のメッセージの一部分を紹介したいと思います。

そうした局面（国家間の対立の先鋭化）を打開するためには、為政者が国家レベルで考
える安全保障政策から人間のための安全保障政策に転換する具体的な行動が求められ
ます。そして、為政者の政策転換を促していくために根源的に重要なことは、市民社
会において相互の利益を尊重し、助け合うことが大切であるという市民レベルの視点
に立って、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けた市民社会の総意を形成することです。
……中略……すなわち、「平和文化の振興」を図っていくことが必要であると考え、こ
の市民社会が為政者を動かすことが重要であるという基本的認識は、チョウドリー大使
や皆さまが平和の文化の取組を始められた頃の思いと共通しているのではないでしょ
うか。平和を願い、価値観を同じくする人々が共通の目的のために連帯すれば、世界
に大きな変化をもたらすことができます。

ここに、チョウドリー大使が主導した「平和の文化」と平和首長会議が訴えている「平
和文化」、これが見事に共鳴しているということが言えるのではないかと思います。ちなみ
に、この用語については、「平和の文化」という場合は、「the culture of peace」でして、「
平和文化」というのは、おそらく英語にしたら同じ文言になるのではないかと思います。

最後に、今後の課題を挙げさせていただきます。問題は、やはり「平和文化」の考え方をいかに市民社会に浸透させていくかということです。それをやっていくためには、一つにはSNSの活用ということで、これはまだ検討中の制度ですが、平和首長会議サポーター制度を実施したり、メールマガジンの活用を強化したり、それから、我々が行う講演・寄稿・平和教育の教材を充実させたり、座談・懇談の機会を活用したりして、市民社会に平和の文化の考え方を浸透させていくことが重要だろうと考えています。

また、加盟都市にいかに関係を広めていくかということで、これは加盟都市間の連携を強化していく。例えばヨーロッパ支部内、あるいは広島広域都市圏、先ほどご紹介した国立市などの東京西部地区での連携とか、それから広島市で始めた「平和文化月間」などの経験のほかの都市とも共有していくということもあるかと思っています。

加えて、国連経済社会理事会の国際NGOとして、核軍縮分野のみならず、人間の安全保障分野など、国連での活動の幅を広げるということ。これも非常に今後重要になってくるかと思っています。

ただ、ここで留意しておかなければいけないのは、「平和文化の振興」は核軍縮への即効的な手段ではないということです。効果を発揮するには時間を要する。従って、継続的で

粘り強い取組が重要になるということだと思えます。これを踏まえた上で、平和首長会議としても粘り強く「平和文化の振興」を図る活動をしていきたいと思えます。

ご静聴ありがとうございました。

《参考文献》

Leckman, James F., Catherine Panter-Brick and Rima Salah ed. (2014), *Pathways to Peace (Stringmann Forum Reports)*, Cambridge, MA: The MIT Press.